

啓発授業10年間の取組みとこれから ―神奈川県での取組を通して―

工藤祥子

神奈川県過労死等を考える家族の会

Sachiko KUDOU Current Status and Issues of Karoshi Prevention Awareness Classes :
A Case Study of 10 Years Engagement in Kanagawa

はじめに

過労死等防止対策推進法が成立して10年になる。その大綱では教育・啓発活動の推進として、高校・専門学校・大学などにおいて過労死等防止のための啓発授業の実施が行われることとなった。「働くことを知る授業」とよばれるこの啓発授業を、神奈川では2016年より行っている。本報告では、神奈川で過労死遺族(以下遺族)と過労死対策弁護士団の弁護士(以下弁護士)によって様々な試行錯誤をしながら行ってきた取組と、これからの課題を述べていく。

1、啓発授業の始まり

神奈川では、2017年に「神奈川県過労死等を考える家族の会」が発足をした。家族の会を発足するにあたり、神奈川ではどのような家族の会を作っていくかを、家族の会のメンバーであった筆者と中野淑子さん、神奈川県過労死対策弁護士団、労働団体の皆さんで、「神奈川県被災者交流会」として月に1回ほど、10人前後のメンバーで行っていた。その場では、神奈川県での過労死等防止活動や不幸にも被災者が出たときに、誰がどのような支援を行い支えていけるかということを課題として話し合いをしてきた。実際に、過労死弁護士団の弁護士の担当事案のご遺族に「被災者交流会」に参加して頂き、皆さんで悩みを共有したり、今後どのような対策を取れば良いかを、話し合ったりしてきた。その時の相談者さんは今でも神奈川県家族の会のメンバーとなっている。

このように、家族の会、弁護士団、労働組合と連携し合う土壌があったので、会が発足する1年前の2016年から、遺族と弁護士が啓発授業を始めることができた。本格的に授業を行うようになったのは2017年からであった。

最初は遺族2～3人ほどと弁護士3～4人ほどがローテーションでペアを組んで、中学校、高校、

大学で授業を行った。スムーズに連携できたのは、神奈川では、家族の会の発足前に行なっていた「神奈川県被災者交流会」が担った役割は大きいと考える。ただ、啓発授業は、みんな初めてのことであり、何をどうして良いかわからなかったため、手探りであった。

そんな中、啓発授業に対する意識が変わる転換点となったのは、2017年のA大学の授業であった。春学期に、筆者と弁護士でA大学にて啓発授業を行った。講師としてまだ初期で慣れない状況で、筆者や弁護士それぞれが過労死の現実や背景などを話したのだが、A大学で授業の依頼をして頂いたX先生より、感想で多くの学生から働くことへの強い不安が書かれていたことが報告された¹⁾。過労死等がないような働き方を目指す授業で、働くことへの不安を与えて良いのかということが、X先生、筆者、弁護士との間で話された。そして、X先生の秋の授業では、現実を伝えるだけではなく、そうなったときにどうしたら良いかを考えられる内容となるようにと、X先生指導のもと、遺族、弁護士ともに話の組み立てを考えて、話し合いを行なったのちに授業に臨んだ。その結果、春学期のような不安を感じるだけではなく、自分ごととして捉え、その上でどうしたら良いかなど、能動的な感想が出るようになった。

A大学での一連の経過を、「神奈川県被災者交流会」で共有した。まだ啓発授業に取組だして初期の頃でみんなが手探りの状態であった。どうしていこうか悩みも含めて話し合う中で、啓発授業を今後行う際に、不安だけが残らないように、現実を知り、本来あるべき過労死等防止のためにどう働くことが大切なのかを考える授業となるようにと意見が出された。さらに、遺族、弁護士誰もが、効果的に授業をできるようなものを作ったらどうかとアイデアが出された。そのためには、何か共通の教材のようなものを作ることで、啓発授

業を行う際の方向性を確認したり、補助教材として使用していくことができるのではないかとということになり、X先生監修のもと、遺族、弁護士、そして会議に出席していた労働団体の有志、計6名でプロジェクトチームを作り、啓発授業用の教材を作成することとなった。

2. 教材作りの過程

教材を作成するにあたり、初めに啓発授業の目的を確認した。まずは遺族が過労死の実態を生声として伝え、弁護士も実際の事例から伝えることで、働くとはどういうことか、何のために働くか、働くことで健康や命まで失うということはどういうことか、などから働くことの意義を知り、過労死等への警鐘を鳴らすことである。そしてそれらを知った上で、将来自分が働いた時、また自分の身近な人が働く姿を想像しながら、自身の身を守る術や、過労死という社会問題をなくすというもっと大きな視点を持ち、過労死を防止するための行動を主体的取れるように考えることができないかと議論を進めていった。さらに主権者教育の観点から具体的な行動への提起も加えることが

できないかと検討を重ね、約2年かけて『「知る」「聴く」「動く」の3ステップで学ぶ過労死』²⁾という共通教材を完成させることとなる。また、誰にでも授業ができるように、テキストだけでなく、統一教材の「取扱説明書」として、標準の指導案を作成した。

2-1 ステップ1「知る」

まずステップ1の「知る」では、「過労死って本当にあるの？」という表題をつけ、2ページを使用して、知識として過労死等とは何かや、具体的な統計を載せた。ここでは、一般の労働者以外にも、公務員やフリーランス、アルバイト誰にでも起こり得ることもQRコードをつけて知れるように工夫をしている。

2-2 ステップ2「聴く」

ステップ2では、実際に過労死遺族の経験を聴ける構成として「過労死で大切な人を失ったら・・・」という表題で4ページを使用した。ここでは、遺族が自身の経験から過労死等防止のためにどのように団結して過労死等防止法制定まで動いたかを紹介している。過労死等防止対策推進法の成立までの「過労死問題の歴史」を表で示し、過労死弁護士を紹介した上で、「過労死を考える家族の会の歩み」として発足から過労死等防止対策推進法成立まで、遺族がどう動いたかを記した。続いて、神奈川過労死等を考える家族の会の結成への歩み、過労死等防止対策推進協議会への参画と、遺族が絶望の中からも、「当事者」が動くことで悲劇を無くそうとして動いた歩みを記した。これは、遺族だけでなく、働く人全てが主権者として声を上げていくことの大切さを知って貰いたかったことがある。そして、「体験談」として3人の過労死遺族の体験談を載せ、家族の会の象徴的な詩とも言える「ぼくのゆめ」という過労死遺児で小学校1年生(当時)が書いた詩を載せた。

2-3 ステップ3「動く」

ステップ3では、「過労死のない社会のために」という表題で4ページを使用した。実際に過労死等のない社会のために自分たちは何ができてど



のように「動けるか」を主体的にそして、働く人、働く人の周りの人などさまざまな立場で考えられることを目的としている。教材では、労働団体、企業・職場、社会それぞれの中で当事者としてまた周りの人として過労死のない社会のために何が出来るか、いかに「動く」ことができるかを、教材を通じて体感できるように工夫した。その中には、労働組合や労働団体についても、主権者教育の観点から欠かせないとして書くこととした。一緒に活動をしている神奈川の労働団体の方に説明して頂き、相談を受けた事案から実際に起きた過労死等の2つの体験談を、より身近に感じられるように載せた。また企業でできることとして、労働法を守ることや睡眠の大切さ、社会でできることとして、ワークルールを学び変えることの大切さも記すこととした。自身が将来働いた時にどういことが起こりえて、何が出来るかを想起できるような構成を意識した。

2-4 ステップ4「深める」ための工夫点

最後にプラスアルファとして働くことはどういうことかを「深める」ページを設け、「働く」ことについてさらに学べるキーワードなどを上げて説明をした。また全てのページに共通する工夫としては、各ページそれぞれにQRコードをつけて、疑問に思った時はすぐにそのサイトに飛べるように工夫をした。

2-5 取り扱い説明書

「取扱説明書」では、実際に弁護団が授業で使用できるよう、高橋まつりさん電通過労自死事案を題材にした、17ページにわたるパワーポイント教材を作成して、データベースとして誰でも使えるようにしたり、ワークで使用する記入シートや、50分授業の時の具体的な時間配分を入れた指導案も作成した。各弁護士が、それを見ながら自分なりに授業の構成を考えたり、すぐにでも使え

るようにして、誰かに負担が集中しないように、新しい人でも臆せず担当できるようにとの配慮と声掛けも心掛けた。

3、現在の展開

2018年に共通教材や「取扱説明書」が完成して6年、コロナ禍でなかなか対面の授業ができないう時期もあったが、現在の神奈川での啓発授業での取組を紹介したい。

神奈川では、毎年新規の学校も加わり、年間のべ20コマ前後の啓発授業を行っている。弁護士だけ、遺族だけ、または弁護士と遺族が一緒にといろいろなパターンがあるが、遺族と弁護士が一緒に行う場合は、必ず打ち合わせを行った上で授業に望んでいる。

共通教材だが、授業においては、疑問に思った時の参考書や副教材的な位置付けで、必要だと思った時のみ渡している。弁護士は、初期に作成したパワーポイント教材を、自分なりにアレンジをして、よりパワーアップした教材を独自で作成し、発展的展開が行われている。

遺族の取り組みとして、筆者自身の活動を紹介すると、教員の過労死遺族である筆者は、主に教職課程を設置している大学に行くことが多い。現在、教員を取り巻く労働環境は過酷であり、教員志望の学生も減っている事実がある。そのような現状の中で学生にお話しする上では、統一教材を作成したときの3ステップを意識して授業を行っている。

先生という仕事は大変魅力のある仕事なので、やはり学生達には教職についてほしいという願いがある。一方で実際に過労死等が多いことも事実である。授業の冒頭では、教員の遺族がこの授業で話すことの目的と、教員になる上で、魅力と実際に起こっていることの両面を知ってほしいと話をしている。両面をまず知ること、知ることから問題点は何か、それを改善するためにできることは何か、さらに教員に限らず働くことの意義や守られる権利、そして自分自身の身を守る術などを伝えしている。さらに、自分が教員となった際には、働き方を変える主権者であること、ぜひ若い皆さんが働きやすい職場に変えて教員の魅力を発信してほしいということも必ず伝えている。

**過労死を防ぐために
～実際の事例から考える～**

神奈川過労死対策弁護団

学生の反応は総じて、「教員労働の現状を知って安心した」「ブラックと知っても良いんですね」など、知ることの大切さを述べる声が多い。啓発授業を始めて私も知ったことだが、教師を目指す学生達は、報道で知る以外の情報を大学で得ることはあまりないようである。むしろ、過酷な働き方ということによって触れてはいけないことだとなっているようである。そのことからまずは、現状を知ることから様々なことを考えたり、動くことが大切である。現状を知って安心したという声が多いのは驚きであった。その上で、教職についてどうしたいという能動的な感想が多く、大変励みとなっている。「知る」「聴く」「動く」の授業は、その先の働く主体として具体的な行動提起に繋がっていることを、実感している³⁾。

神奈川では、現在も2～3ヶ月に1度不定期で行っている「被災者交流会」にて啓発授業の報告も行われ、意見交換などを行っている。

4、今後の課題と展開

今後の課題としてまず、啓発授業を行うことができる遺族に限られるということが挙げられる。自身の経験を人前で、しかも授業の中で伝わるように話すということは、遺族にとって大変大きなハードルである。筆者自身は、遺族が無理をして、辛い思いをしてまで話す必要はないと考えている。DVDの活用という方法もある。しかし遺族が直接話すことは大変重要であり、こんなに伝わるものはない。ニーズが高まる中で語り手不足は深刻であるから、遺族が無理なく話せるような道標となるような手引きができないだろうか。

また授業で求められる内容も多様化している。例えば高校の中でも、発展的授業として位置付けるところもあれば、高校を卒業してすぐに就職を控える実践的授業として位置付けるところもある、大学や専門学校では、それぞれ専門の分野を目指す学生が多く、話す内容は自ずと異なってくる。実際に授業の準備もその学校によって変えているので、なかなか授業者にとっても負担が多いことも事実である。そこで、何か参考となり軸となるような共通教材などを作成してデータベース化したり、各地で授業をしている遺族や弁護士が、教材をデータベースにアップしたり、参考と

なる資料を交流し合えるような場があっても良いのではないだろうか。そこからどのように展開することが可能かを示したり、各自でアレンジしたりなど、神奈川方式のような取り組みも今後有効と考える。

さらに、筆者が一番課題と感じるのは、啓発授業の地域格差である。遺族や弁護士が集まる地域では、それなりに授業が行われるが、そうでないところは授業も行われず、認知もなかなかされていない。過労死等防止対策推進法のもと、過労死等防止シンポジウムは毎年全都道府県で開催されているが、啓発授業はそのような体制が取られていない。過労死等は全国で深刻な問題であり、働く前に啓発授業を行うことは、過労死等防止のために大変重要なことである。予算などの問題もあるのかもしれないが、啓発という意味では、シンポジウムと同じように全国で行えるような周知啓発や、講師の派遣などを今後検討する必要があるのではないか。今後、過労死防止センターなどが中心となることで、啓発授業を全国で行えるような役割を果たすことができるかもしれない。

5、おわりに

啓発授業が多くの生徒・学生たちに「働くことを知る」上で、重要な役割を果たしてきたことは間違いない。しかし、授業をした「その後」についての視点はまだないように思われる。授業を行った者としても、啓発授業が行われた後の成果について、個別ではなくても全体としてどのような効果や感想があったかなどのフィードバックがあると、今後の授業の改善やモチベーションになると考える。授業をやりっぱなしでは、これで良かったのかという不安が残る。過労死等防止法10年の節目としても、また今後の啓発授業の発展のためにも、大まかであっても厚生労働省の方から今までの啓発授業のまとめのようなものを、ぜひ公表して頂きたい。

また学会としても倫理上の問題や、啓発授業だけが要因とはならないことは重々承知ではあるが、啓発授業の「その後」の研究、例えば、啓発授業を受けた生徒・学生のその後にどれだけ貢献できたなど、授業を行なった先生を通じた後追

いの研究も興味のあるところである。また、啓発授業を継続して実施している先生達へのインタビュー調査、なぜリピートしているのか、望むことは何か、どのような授業で展開が可能かなどについての調査もまた貴重ではないか。「その後」の調査から、今後の啓発授業に活かせることはないかという視点も、あっても良いのではないかと考える。

注

1. 池谷美衣子(2019)『東海大学現代教養センター紀要』第3号。
2. 神奈川過労死対策弁護団HP
<https://kanagawa-karoshi.net/wp-content/uploads/2021/07/「知る」「聴く」「動く」の3ステップで学ぶ過労死パンフレット.pdf>。
3. 新倉京子(2022)「KGU教職ジャーナルvol.18(2)」(2022/03/31発行)などで神奈川での啓発授業の取り組みが紹介されている。